

第13章 大阪府公害対策審議会の運営

第1 公害対策審議会制度

公害対策審議会は、従来附属機関に関する条例に基づき設置されていたが、昭和45年12月、公害対策基本法の一部改正により都道府県における公害防止施策の基本的事項を調査審議させる等のため、設置機関とされたことに伴い、大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）が制定され従前の審議会を改組し、昭和46年3月31日に発足したものである。審議会の組織の現況は、委員30名（学識経験のある者14名、府議会議員8名、市長村長8名）、専門委員50名（大気汚染分科会14名、水質汚濁分科会10名、騒音・振動分科会9名、地盤沈下分科会3名、法制度分科会5名、社会経済分科会9名）、幹事25名である（昭和47年3月31日現在）。

第2 審議会における審議状況

1 審議会に対する諮問

昭和46年度において審議会に諮問した事項は次のとおりである。

- (1) 新公害防止条例の施行に関し公害対策審議会の意見をきくべき事項等について
(昭和46年7月23日諮問)

なお、この諮問事項は次の3項目にわたっている。

- ア 新公害防止条例の施行に関し公害対策審議会の意見をきくべき事項について
- イ 多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策について
- ウ ばい煙による大気汚染の防止の方策について

- (2) 大阪府公害防止条例に基づきいおう酸化物にかかる排出基準の改正について
(昭和47年1月20日諮問)

2 審議会等の開催状況

昭和46年度における審議会、専門委員会（分科会を含む。）の開催状況は次のとおりである。

- (1) 新公害防止条例の施行に関し公害対策審議会にきくべき事項の諮問内容は、公害防止条例の規定に基づき審議会の意見をきいて定めることとされた条例第2条第5項に規定する届出施設、条例第22条第1項に規定する規制基準等の決定であって、次のとおり調査審議が行なわれ、専門委員会議の中間報告を了承し知事あて答申された（昭和46年9月7日答申）。

ア 審議会 3回 第1回（昭和46年7月23日）第2回（昭和46年9月2日）

第3回（昭和46年9月7日）

イ 専門委員会議 2回 第1回（昭和46年8月4日） 第2回（昭和46年8月24日）

ウ 分科会 8回

大気汚染分科会 2回（昭和46年8月7日，8月14日）

水質汚濁分科会 3回（昭和46年8月10日，8月16日，8月20日）

騒音・振動分科会 2回（昭和46年8月12日，8月14日）

地盤沈下分科会 1回（昭和46年8月11日）

- (2) 多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策についての諮問内容は、関西電力株式会社が予定している同発電所の建設については府としても公害防止の見地から慎重に検討する必要があるので、同発電所の操業に伴い発生することが予想される公害の未然防止の方策であって、次のとおり調査審議が行なわれ、現在継続審議中である。

ア 審議会 1回 第4回（昭和47年1月20日）

イ 専門委員会 2回 第1回（昭和46年9月30日） 第2回（昭和46年11月24日）

ウ 分科会 21回

大気汚染分科会 6回（昭和46年12月8日，12月27日，昭和47年1月18日，2月7日，2月29日，3月28日）

水質汚濁分科会 7回（昭和46年12月25日，昭和47年1月6日，1月24日，2月8日，2月21日，3月9日，3月22日）

騒音・振動分科会 4回（昭和46年12月25日，昭和47年1月12日，2月12日，3月22日）

社会経済分科会 4回（昭和47年2月23日，3月6日，3月16日，3月28日）

- (3) 大阪府公害防止条例に基づきいおう酸化物にかかる排出基準の改正についての諮問内容は、大気汚染防止法施行規則の一部改正（昭和46年総理府令第59号）により、国のいおう酸化物の排出基準が強化されたことに伴い、これに準じて府条例に定める同排出基準を改正するため、府条例の規定に基づき審議会の意見をきくものであって、昭和47年1月20日づけで府の原案を付して諮問が行なわれ、第4回審議会（昭和47年1月20日）において審議の結果、原案を了承し、知事あて答申された（昭和47年1月20日答申）。